



《年頭のご挨拶》

意思疎通を重ね新時代を切り開く

一般社団法人東海日中貿易センター 会長 嶋尾 正



新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、ご健勝にて新たな年をお迎えること、お慶び申し上げます。

昨年は、日中平和友好条約締結45周年、中国においては対外開放45周年、一帯一路10周年、当地においては名古屋市と南京市の友好交流が45周年を迎えました。

新型コロナによる様々な規制が緩和する中で、多くの記念イベントが開催され、また、日中間の往来が徐々に回復し、中部国際空港から中国各地を結ぶ路線もコロナ前の4割から5割ほどまで回復するなど、人的交流が再スタートした年になりました。

中国各地から多数の方がセンターに来られ、事務局と交流を重ねる中で、日本からの投資誘致・経済協力を求める声は依然として高く、日中間においては、まだまだ経済協力の潜在力を秘めている事を感じます。中でも、江蘇省内3都市からセンターに日本連絡処としての委託を受け、従来の協力関係からより緊密な新しい協力関係へと進展することができました。

これからも、センターは中国各地との連携を強化し、経済協力の基盤を整備し、会員各位の中国ビジネスの一助となるべく努めて参りたいと存じます。

日本からの中国入国にはビザ取得が必須となり、

手続きに多くの時間を要しながらも、久しぶりに中国を訪れた方は多くお見えになったことと推察します。

センターの訪中視察もコロナ禍で3年間中断していましたが、私も会長就任後、初の訪中となる中部経済界訪中団にて、山東省(済南市・青島市)及び北京市を訪れることができました。

長距離移動の高速鉄道、市内の地下鉄整備、EVなど新エネルギー車の普及、DX(デジタルトランスフォーメーション)が浸透する中国の企業や都市、自動化が進む港湾施設などを体感し、コロナ前の中国とコロナ後の中国、僅か3年あまりの間に、この大きな変化に驚くとともに報道では分からない中国を実感することができました。

11月に米国・サンフランシスコで開催された岸田文雄総理と習近平国家主席の日中首脳会談は、2022年11月にバンコクで開いて以来、1年ぶりに実現しました。

中国による日本産水産物の輸入停止など日中間には解決すべき課題が山積していますが、トップレベルをはじめ各レベルでの意思疎通を図り、戦略的互恵関係の位置づけを再確認し、両国関係の改善と新時代に即した日中関係の構築が進展することを祈念しております。

最後になりますが2024年「辰年」が、日中両国の平和友好の発展と会員の皆様にとって、益々飛躍される年になりますことを心よりお祈りし、私の年頭のご挨拶とさせていただきます。

目次

《年頭のご挨拶》意思疎通を重ね新時代を切り開く	1
新年ご挨拶 楊綱総領事	2
【訪中報告】第28次中国自動車産業視察団 広東省のCASEの現状、環境施策を視察	3
中日平和友好条約締結45周年記念 2023中日経済交流懇談会が開催	7
【中国実務セミナー】中国子会社のリスクマネジメント ～事例をもとに分析～	8
【協会活動】中国投資企業部会 中国子会社の不正事例に関するセミナー、懇親会を実施	8
【寄稿】「中国現法」攻めと「守り」の組織作り ～第5回：組織作りのポイント～組織・人員～	9

交流記録	14
滄州デスクNEWS	14
常州デスクNEWS	15
揚州デスクNEWS	15
常熟デスクNEWS	16
錫山デスクNEWS	16
南京デスクNEWS	17
江門デスクNEWS	17
中国経済データ	18
中国短信	22

新年ご挨拶

中華人民共和国駐名古屋総領事 楊 嫻



新年明けましておめでとうございます。中国駐名古屋総領事館を代表して、謹んで皆様に新春のご挨拶を申し上げます。

過去一年は、新型コロナウイルス対策の新たな段階への移行につき、中日両国の民間友好交流と経済貿易協力が再び活気を帯びてきました。東海日中貿易センター様は各種訪中団を3団派遣し、山東、上海、広東などを視察するとともに、現地で中国经济発展の活況を目の当たりにして、両国の実務協力の橋渡し役となりました。

2023年は中国经济回復の重要な年でありました。第1～3四半期に、中国国内総生産(GDP)は前年同期比で5.2%成長し、世界の主要エコノミーの中でトップの成長率を維持しました。物価水準は基本的に安定し、1～10月の消費者物価指数(CPI)が同0.4%上昇して、世界の主要エコノミーの高インフレ傾向と明らかな対照を成しました。消費の注目ポイントが大幅に増加し、1～10月の社会消費財小売総額は同6.9%増加し、1～9月の経済成長に対する最終消費支出の寄与度は83.2%に達しました。投資構造が最適化を続け、1～10月の製造業への投資は同6.2%増加し、そのうちハイテク製造業への投資は同11.3%増加しました。新たな原動力の成長拡大が加速し、1～10月の太陽光電池と新エネルギー自動車の生産量はそれぞれ63.7%、26.7%増となりました。

中国は長期的で安定的な発展を達成する自信と能力があり、我が国の新たな発展によって世界に新たな原動力、新たなチャンスをもたらし続けています。最近の中央経済工作会議は、「景気回復の促進へいくつかの困難や課題を克服しながら、経済の

ファンダメンタルズは変わっておらず、今後の経済発展に依然として有利な条件とプラスの要素を持っている」と強調しました。中国は超大規模市場の優位性を生かし、弱点補強や新分野の開拓への投資の余地がまだ沢山あります。中国は世界で最も整った産業体系、日増しに完備されているインフラを有しており、産業チェーン・サプライチェーンの強靱性が強化され、伝統産業のデジタル化モデルチェンジを加速しています。中国はハイレベルな対外開放を揺るぎなく拡大し、高基準の国際経済貿易ルールに積極的に合わせ、市場化、法治化、国際化された一流のビジネス環境を構築し、「投資中国」ブランドを立ち上げます。

去年11月16日に、習近平主席と岸田文雄首相はサンフランシスコで会談を行い、重要な共通認識を達成し、両国関係の改善・発展のために重要な政治的リーダーシップを発揮しました。新しい一年に、当総領事館は中部各界の皆様とともに、両国指導者の重要な共通認識を共同で実行に移し、各分野の交流・協力を深めるために橋を渡していきたい所存です。

最後になりますが、貴センターのますますのご活躍とご発展、会員の皆様のご健勝とご多幸、並びに中日経済貿易協力の健全な発展を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。



第28次中国自動車産業視察団 広東省のCASEの現状、 環境施策を視察

当センターは、12月3日(日)～9日(土)にかけ、第28次中国自動車産業視察団を広東省に派遣した。

本視察団は元々、2020年2月に派遣予定であったが、新型コロナの影響で派遣直前に延期となり、その後も感染状況や日中双方の水際対策の影響で長期に渡り再開の目途が立たなかった。今年に入り、双方の水際対策が緩和されたこともあり、行先と視察テーマを大きく変更することなく再派遣となった。団長は、(株)ジェイテクト自動車事業本部領域長の村田正博氏が務め、総勢24名(事務局3名を含む)のミッションとなった。

視察のテーマは「中国のCASE」(コネクティッド、自動運転、シェアリング、電動化)の現状」とし、自動車産業が発展している広東省に目を向け、電動化、自動化の分野で躍進する企業を視察した。もう一つのテーマとして自動車産業が今後も持続的な発展を遂げるために必要な「環境対策」にも注目し、江門市では一括した工業排水処理を行うメッキ工業団地、佛山市では水素産業を視察した。

今回の訪問先は香港、マカオ、広東省の珠光デルタ地区にある9つの都市を含む大湾区(グレーターベイエリア)にあり、各地の優位性を発揮しながら世界的なベイエリアの建設を進める中国政府の発展計画などにも注目をした。

12月	時間	主な活動
3日 (日)	午後	中部空港から香港国際空港へ (香港泊)
4日 (月)	午前 午後	バスにて江門へ 江門市崖門新財富環保工業有限公司 視察

12月	時間	主な活動
4日 (月)	午後	工業団地内企業 視察 新財富、新会区との交流会 (江門泊)
5日 (火)	午前 午後	江門から佛山へ 佛山市南海区 交流会 瀚藍環境股份有限公司 視察 水素エネルギー館 見学 区内の水素関連企業 視察 水素ステーション 視察 佛山から広州へ (広州泊)
6日 (水)	午前 午後	広州市商務局、工業情報化局との交流会 広州文遠知行科技有限公司 (ウィーライド) 自動運転車試乗 広汽埃安新能源汽车股份有限公司(広汽AION)、広汽研究院 視察 (広州泊)
7日 (木)	午前 午後	南沙計画展覽館 見学 広州小馬智行(Pony.ai) 自動運転タクシー試乗 南沙経済開発区との交流会 広汽豊田汽車有限公司 視察 広州から汕尾へ (汕尾泊)
8日 (金)	午前 午後	弗迪動力有限公司 視察 深汕BYD汽車工業園第2期 視察 高速鉄道 汕尾から香港へ (香港泊)
9日 (土)	午前 午後	香港国際空港から中部空港へ 帰国 解散

◇港珠澳大橋を經由し香港から江門へ

視察初日となる4日(月)、訪中団は香港からバスで江門市まで移動。途中、世界最長の港珠澳大橋(香港・珠海・マカオを結び、総延長55km。2018年開通)を利用した。橋を利用する車両はトラック、バスが大半で乗用車の利用は少ないように見受けられた。香港での出境、珠海での中国入国の際にはバスを一旦下車し、出・入境手続きを行った。

◇江門市崖門新財富環保工業有限公司

最初の視察先として、メッキ工業団地の江門市崖門新財富環保工業有限公司を訪問。同社が運営する工業団地ではメッキ処理に伴う工業排水の一括処理を行う他、固体廃棄物処理などの環境保護サービスを提供している。

視察団一行はまず、同団地の概要説明を受けた後、工業排水処理センターを見学。その後、同団地に進出する日系企業2社を視察し、最後に同社と新会区および崖門鎮からの参加者を交えた交流会に参加した。



固体廃棄物処理センターの概要説明を聞く視察団一行

◇工業団地に進出する日系企業の視察

初めに万宝至精工部件(江門)有限公司(マブチモーター(株))を訪問。同社が製造するモーターシャフトのメッキラインを視察した。

次に江門塚田正川科技有限公司(塚田理研工業(株))を訪問し、射出成型ラインを視察。同社は金型設計、射出成形、塗装、PVDを手掛けているが、団地内には親会社の塚田理研工業が出資する樹脂めっき(外観・機能)製造の江門塚田理研汽車飾件有限公司もある。

◇新財富、新会区、崖門鎮との交流会

交流会では新財富から朱英杰・総経理、鄺鍵中・

董事、崖門鎮から張曉東・副書記兼鎮長、新会区から商務局の陳晟昊・副局長らが参加した。新財富からは当地域の環境保護に関する趨勢、新会区からは投資環



朱総経理

境の紹介があった。質疑応答では本団から当地域の環境保護に関する質問が挙げられた。

交流会の後は、中国側主催の歓迎会が行われ、中国側からは新会区区委員会の劉鴻斌・常務委員、区辯公室主任、崖門鎮の練慶銘・書記らが参加した。

◇佛山市南海区

視察2日目にあたる5日(火)は、江門市から佛山市まで移動し、水素産業を推進する同市の南海区を視察した。初めに視察の手配を頂いた南海区政府との交流会に参加。冒頭、同区管理委員会の王勇・副書記兼区長が挨拶し、「南海区は水素エネルギー産業に力を入れているが、日本は同産業に関する優れた技術を持っており、視察団の皆様が今回の南海区への訪問をきっかけに技術開発面での連携や新規進出に繋がることを望んでいる」と述べた。

村田団長からは「今回は南海区が他地区に先駆けて推進している水素産業に着目し、水素エネルギー活用の実態、水素関連企業の視察を通して、中国での水素エネルギーの普及状況について理解できればと思っている」と挨拶があった。

交流会の後は、同区に拠点を持つ環境サービスの瀚藍環境股份有限公司(grandblue)を訪問し、同社が提供する環境サービス、水素関連事業について説明を受けた。

その後、同区で特に水素産業に力を入れる丹灶鎮に移動し、水素エネルギーや同区の水素産業の沿革について学習ができる佛山南海水素エネルギー館を訪問。展示物やジオラマから同区の水素産業についてより理解を深めた。

その後、同区の招待による昼食会が開かれ、冒頭、佛山市商務局の伍慧英・局長から挨拶があり

「佛山市は中国でも一早く水素エネルギーの活用に取り組んだ都市で、特にこの丹灶鎮は佛山市の水素産業の核心的な場所で、鎮内には約150社の水素関連企業がある」と紹介があった。

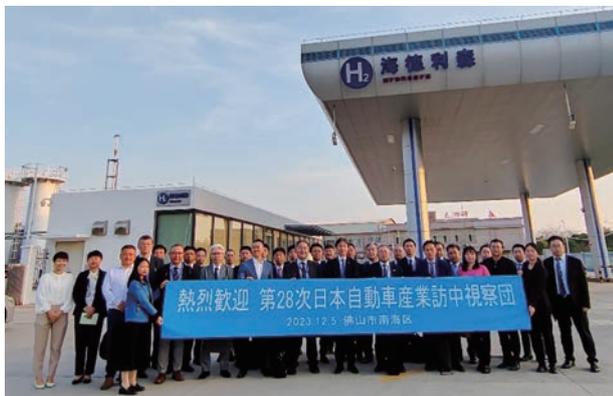
◇水素関連企業、施設

午後からは、丹灶鎮の水素関連企業、施設の視察となり、初めに燃料電池システムを利用した鎮内のコミュニティを視察。同コミュニティで燃料電池システムの運営・管理を行う中科潤谷智慧能源科技(佛山)有限公司の李新達・CEOから説明を受け、韓国企業が手掛ける大型の燃料電池発電設備、日本の(株)アイシン、パナソニック(株)が手掛ける家庭用燃料電池の設置状況を見学した。

続いて、燃料電池スタックを製造する広東清能新能源技術有限公司(horizon)、水素発生装置製造の康明斯恩澤(広東)氫能源科技有限公司(Cummins Enze)を訪問し、会社概要の説明やショールームの見学を行った。

◇水素ステーション

最後に、丹灶鎮に昨年完成したばかりの水素ステーションを視察した。



水素ステーションにて

同ステーションは広東海德利森一氫科技有限公司が運営。同ステーションの1日当たりの最大充填量は4,000kgで、対応する充填圧力は35MPaと70MPaの2種類がある。一行は水素貯蔵のタンク、圧縮機、冷却器などを見学した。視察後、広州市へ移動した。

◇広州市商務局、工業情報化局

視察3日目にあたる6日(水)は、広州市商務局に訪問。まず初めに商務局の張海波・局長が歓迎の

挨拶と広州市の経済・投資環境について述べた。張局長は、同市と当地方との経済的な結びつきが強いことに触れ、「広州と日本の経済・貿易面での協力関係が新たな段階に進むことを期待している。」と述べた。



張局長

次に村田団長より、「広州市内には多くのEVメーカー、自動運転システムの研究開発企業が在籍していると聞いており、重点的に視察をさせていただきたい」と挨拶があった。

最後に同市の自動車産業部門を担当する工業情報化局自動車産業処の王純益・処長より、同市の自動車産業の発展状況について紹介があった。

広州市の22年の自動車年間生産台数は313万台(前年比5.7%増)で過去最高となり、4年連続全国1位。うち新エネ車は31万台(同119.9%増)。自動運転システムについても文遠知行(ウィーライド)や小馬智行(Pony.ai)など複数の企業が研究開発、実証実験に参加をしていると説明があった。

◇広州文遠知行科技有限公司(ウィーライド)

次に、自動運転システムの開発を手掛ける広州文遠知行科技有限公司を訪問し、同社が手掛ける自動運転バスに試乗した。



試乗した自動運転バス

自動運転バスは9人乗りで、同社が開発したレベル4の自動運転システムで公道を試験走行している。車輦は中国大手バスメーカー宇通客車製。同社は世界26都市で自動運転の研究開発、試験走行、運営を実施している。

◇广汽埃安新能源汽车股份有限公司(广汽AION)、 广汽研究院

午後からは广汽埃安新能源汽车股份有限公司を訪問し、同社の概要、製造車種を見学した後、組立ラインを見学した。

同社は17年に广汽乘用车内の新エネ車部門が独立し設立され、第1工場は19年4月にラインオフ、第2工場は22年10月にラインオフし、生産能力は合計で年間40万台。

次に广汽集団の研究開発部門である广汽研究院を訪問。インテリジェントカーと自宅のスマート家電・家具を繋ぐサービス、自動運転システム開発のためのシミュレーション実験室など最新技術を取り入れたサービス、施設の説明を受けた。

◇広州小馬智行(Pony.ai)

視察4日目の7日(木)は、南沙区へ移動し、同区に本社を置く広州小馬智行の自動運転タクシーサービスを体験。同社のレベル4の自動運転システムを搭載したタクシーで南沙区の公道を試乗した。同サービスは既に南沙区全域で商業化が進んでおり、同社アプリより配車が可能。



試乗した自動運転タクシー

◇南沙経済技術開発区

最初に同区の概況、経済について展示物やジオラマで学習ができる南沙計画展覧館を訪問した。

その後、南沙経済技術開発区との交流会では、同区の投資促進局の伍文普・副局長より「日系企業と南沙区の友好関係は古くから続いており、今回の視察を機に初めてお越しになった方々も新たな友人として今後とも長い付き合いをお願いしたい」と歓迎の挨拶があった。同局の高啓騰・招商六組副組長からは、同区の投資環境、自動車産業の概況について説明があった。

◇广汽豊田汽车有限公司

午後からは、南沙区に拠点を置くトヨタ自動車(株)と広州汽車集団の合弁企業、广汽豊田汽车有限公司を訪問。会社概要の説明を受けた後、生産ラインの見学をした。

視察後、翌日の視察地である汕尾市へ移動した。

◇深汕BYD汽車工業園

視察最終日の8日(金)は、深圳市と汕尾市が協力し開発を進める深汕特別合作区での視察となった。同区にはBYDグループが集積する自動車工業園「深汕BYD汽車工業園」が建設中で、今回、本団は部品メーカーが集積する工業園第1期と完成車製造の第2期を視察した。第1期ではBYDの部品子会社、弗迪動力有限公司の工場を視察。同工場はEV、PHV用のパワートレインを製造しており、22年10月に着工、23年2月に生産ラインが完成、8月にラインオフしている。

その後、バスで1時間ほどかけ第2期まで移動。第2期は現在、建設中のため、工場内には入ることが出来ず、外から建設予定図を見ながらの視察となった。同社の担当者からは現在、深圳市坪山区の本社工場の生産機能を将来的に同工業園に移転させる計画と説明があった。

おわりに

今回の視察では、実際に自動運転車へ試乗、街中を走るEVを観察することで、普段、ネットや新聞記事では得られない、肌感覚での経験を得ることが出来、中国が推し進めるCASEの理解に繋がった。

また、環境に対する取組みについても各視察先が熱心に取り組んでおり、日本企業が今後、中国と環境対策で協力する際の参考となった。

中日平和友好条約締結45周年記念 2023中日経済交流懇談会が開催

11月24日(金)、名古屋市内のホテルにて「2023中日経済交流懇談会」を当センターと中国駐名古屋総領事館の共催で開催した。

冒頭、主催者を代表し、嶋尾正・当センター会長が「今年、日中平和友好条約締結45周年、中国の対外開放も45周年を迎えた。この記念の年に、新型コロナによる様々な規制が無くなり、日中間の往来がコロナ前に戻りつつあり、交流を深めるでき大変嬉しく思う。また、11月17日には約1年ぶりとなる日中首脳会談が開催され、解決すべき課題は残ったが、戦略的互惠関係を再確認し、協議と対話で意思疎通を図っていくことで一致した。これからの日中関係がもう少しテンポを速めて改善されることに期待している」と挨拶した。



第一部の講演会では、野村総合研究所未来創発センター戦略企画室エキスパート・李智慧氏及び中興通訊副総裁(ZTEジャパン(株)代表取締役社長)・周濤氏が、中国のデジタル化とインテリジェント化の発展状況を紹介。デジタルチャイナ戦略の指導の下、中国のデジタル経済は50兆元を超え、GDPの41%を占め成長を遂げている。また中国のデジタルインフラとデータリソースシステムの構築は世界の最先端にあり、5G通信、人工知能、ビッグデータ、自動運転、スマートファクトリーなどのデジタル産業のイノベーションが台頭し、中国の発展に貢献している。中国と日本のデジタル産業には相互補完的な利点があり、協力の幅広い展望があるとした。

引き続き、当センター大野大介専務理事より、中国駐名古屋総領事館の全面的バックアップを受けて10月8日から13日に山東省済南市・青島市、北京市を訪問した「中部経済界訪中団」の派遣報告が行われた。

第二部の懇談会では、大村愛知県知事の挨拶の後、楊嫻総領事が「本日の交流懇談会を通じて、デジタル経済やグリーン発展などの分野において中日経済協力の展望及び潜在力が理解できることを期待している。

中日両国は互いに重要な協力パートナーであり、経済利益と産業チェーン・サプライチェーンが深く絡み合い、切っても切れない緊密な関係が形成されている。中国は質の高い発展とハイレベルな対外開放を推進しており、日本を含む世界のすべての国に未曾有のチャンスをもたらすであろう。中国の超大規模市場は、依然として外国投資のホットスポットとなっている。



先般、中日両国の首脳はサンフランシスコで会談し、4つの政治文書の原則と共通認識の厳守を改めて表明し、戦略的互惠関係の全面的な推進するという両国関係の位置付けを再確認し、新時代に相応しい建設的で安定した日中関係の構築に尽力し、両国関係の改善・発展のために重要な政治的リーダーシップを発揮した。

今後とも、当総領事館は中部企業の対中協力の関心に耳を傾け、交流と協力のプラットフォームをより多く構築し、中日間の産業ドッキング及び実務協力のために、より多くの支援とより良いサービスを提供したい」と挨拶した。

その後、来賓の水野明久・(一社)中部経済連合会会長、史銘・中国国際貿易促進委員会駐日本代表処首席代表が挨拶をし、兼松啓子・あいち産業振興機構理事長が乾杯の挨拶を行った。

交流懇談会には東海地区の企業、経済団体、行政等から約150名が参加され、穏やかな雰囲気の中交流が行われた。

中国子会社のリスクマネジメント

～事例をもとに分析～

当センターは11月30日、前田公認会計士/税理士事務所の前田勝己公認会計士(右写真)を講師に招き、名古屋商工会議所ビル3階第1会議室にてセミナーを開催した。



講義前半は日本本社が中国子会社の会計監査を実施する際の留意点について解説があり、後半は講師が実際に見てきた中国子会社の会計上および内部統制上の不正事例について紹介があった。

前半冒頭、中国子会社における不正リスクとして中国において特に「起こり易い」または「中国らしい」不正について紹介があったほか、法制度についても急速に法整備がされてはいるが、依然として特有のリスクがあると述べた。

次に日本本社が中国子会社の会計監査を実施する際の留意点として、実際の財務諸表と監査報告書を基に解説をした。

後半では中国子会社の不正事例について、事例に基づき紹介。「内部統制、会計」の項目では、引当金が税務上損金算入されないため、長期滞留債権に対して適切に貸倒引当金が計上されていないケースがあることを挙げ、会計上の利益と税務上の所得を調整するための納税調整表を確認することで把握できるケースがあるとアドバイスした。「不正、コンプライアンス」の項目では、「契約書の未整備」として正規の売買契約書ではなく、簡単な注文書で売買を行っていた事例について述べた。本事例では仕入れ先が取引を履行せず、結果として損害を被り、裁判所に提訴したが、正規の売買契約書に基づかない取引であったため、履行責任を問うことができず泣き寝入りとなったと紹介した。その他、「預金通帳の改ざん」、「立替金の送金」、「経費の公私混同」、「登記事項の変更失念」など、講師が実際に目の当たりにした事例を挙げ、対策を説明した。

最後に「最近の日本における税務調査での留意事項」として、「国外関連者に対する寄付」「出向者負担金」などの解説があった。

講義は16名が参加した。

中国子会社の不正事例に関する

セミナー、懇親会を実施

12月20日(水)、当センター内部部会の「中国投資企業部会」がセミナーと懇親会を開催し、10社12名が参加した。

セミナーでは日系企業へのサポート実績が豊富な上海開澤法律事務所の王穩・パートナー弁護士(右写真)をお招きし、「実際にあった中国子会社の不正事例」というテーマでご講演があった。



講師からはコロナ禍で日中往来が制限を受けた結果、中国子会社での不正事例が増えているとし、講師が実際に見てきた

横領、商業賄賂、秘密漏えいなどの事例を紹介した。不正の対応策としては、社内教育、研修の徹底、ホットラインの活用、取引先への定期的な訪問、相見積もりの実施などがあるとし、会社として一早く不正に気が付き、対策を打つのが肝要と解説があった。

最後に講師からは不正への対応では「見て見ぬふり」をすることが最も悪く、会社が毅然とした態度で対応する姿勢を見せる事が有効な抑止力となるとアドバイスがあった。

続く懇親会では、講義や中国ビジネス全般に関する質問が参加者から寄せられ、講師が実体験を踏まえて回答した。

「中国現法“攻め”と“守り”の組織作り」

～第5回：組織作りのポイント～組織・人員～

弁護士法人キャストグローバル

弁護士 金藤 力

- 第1回：“攻め”と“守り”両面を見据えた体質改善
 第2回：“攻め”（内販強化、新規事業）で直面する課題とその対処法
 第3回：“守り”（事業売却・縮小、リストラ、外注化など）で直面する課題とその対処法
 第4回、第5回：組織作りのポイント～組織・人員（本号掲載）
 第6回：組織作りのポイント～資産、取引、その他

今回は、組織構成の面から“攻め”“守り”両面に強い組織作りについて概観するとともに、稟議・決裁フローやアウトソーシングの活用についての視点、さらには労働契約書を最優先とする中国の労働法制と日本の雇用慣行とのギャップにより生じやすい誤解・問題について紹介した。

今回はその続きとして、さらに、各従業員との間で約定されるべき賃金・待遇その他の事項について個別に見ていくこととしたい。（なお、これらはもちろん、労働契約書において約定すべきである。）

7. 賃金・待遇

(1) 基本給と諸手当

一般論として、日本企業と中国企業では、賃金・給与の構成が大きく異なっている。多くの日系企業の中国現地法人では、日本式の賃金・給与体系に準拠した仕組みを採用しているように見受けられるが、その特徴から結果的に、中国企業や他の外資系企業に比べると、“攻め”の新事業に必要なスキルを持つ即戦力となる人材（一昔前の言い方では「助っ人外国人」的な人材）を随時に獲得することがしづらい現象が起こることがあり得る。

日本では勤続年数が長くなるほど業務能力が高く

なるという考え方から、職能給を基本とし、勤続年数が長いほど高待遇となる例が多いと思われる。一方で、中国では待遇は職務に応じて決められるのが一般的である。前者は長期間にわたり当社で勤務し続けてもらうことを促進する要因となり、従業員の離職率を減少させることができるなどのメリットがあるが、即戦力人材であっても、一定期間の勤務を経た後でなければ高待遇を享受しづらいという難点がある。中途採用人材をプロパー人材より優遇することも難しい面があるため、人材募集において魅力的な待遇・条件が提示しづらい。

しかしながら、近時は日系企業においても成果給・業績給を導入する企業が増えているため、このような“攻め”の場面での人材獲得においても、成果給を手厚くすることが一つの方策として考えられる。成果給については、日本国内では評価が難しい場合があることや組織の「和」を損なうおそれがあることが難点として指摘されるが、“攻め”の場面にあっては新事業の業績を個人の成果と捉えやすいし、組織の「和」を重視する必要性も小さい。

したがって、“攻め”の場面においては、基本給を低く抑えつつ、成果給を大きくする方向での待遇の設計が考慮に値する。このとき、成果給の魅力をより高めるには、成果測定のための指標（いわゆる「KPI」：Key Performance Indicator）を如何に設計するかが肝要である。ここで、契約書作成技術の観点では、紛争防止の観点から指標が明確であるべきとされ、新事業の業績そのものを直接に指標とするシンプルな契約が是とされるかもしれない。しかし、これは「とにかく業績が上がりさえすれば手段を選ぶ必要はない」というメッセージとなり、かえって売上・利益の水増しによる粉飾などの不正行

るが、コロナ禍による業績への影響を理由として全従業員を対象とした賃金カットを行った事例を目にしたことがある。このときは、幹部従業員が率先して大幅な賃金カットを受け入れることを表明するなどして、大多数の従業員から賃金カットについての同意を得ていた。もちろん、一部の賃金カットに応じない従業員は存在し、そのうちには労働仲裁を提起した者もいたが、全体として実現された人件費削減効果に比べればこのような労働仲裁対応のコストは微々たるものに過ぎないものであった。

中国内資企業における人事労務管理を見ると、法定の手続を(形式的にであれ)経ており、従業員本人の同意が得られていれば、賃金カットも可能である。対して、日系企業各社においては、従業員から労働仲裁を提起されることを避けようとする姿勢が強く見られ、可能ではあっても紛争の可能性がある方策は実施を躊躇されることが多い印象がある。これは長期的な従業員のインセンティブなどを考慮すれば合理的な姿勢であることは確かではあるが、特殊且つ例外的な状況においては、このような賃金カットも経営上の観点からの選択肢として持つておくことは有益と思われる。

8. 賃金・待遇以外の人事管理

(1) 業績評価

業績評価に関しては各社それぞれ実情に応じた制度を既に構築しているであろうから、その全体について見直しを行うことは難度が高く、効率的ではない。ここでは、一部の従業員のみを対象とした業績評価について述べる。このように対象者を絞って業績評価制度の修正を行うことは、就業規則をはじめとする社内の規則制度の変更を伴わずに通達のみで運用できる場合があり、又は変更があるとしても影響が一部の従業員に限られるので社内の反発を招かずに済むため、全体の制度を見直すよりも実務には適するように思われる。(なぜこのような処理が可能かと言えば、前回述べたとおり、日本とは違って中国では個々の従業員との労働契約が規則制度よりも優先されるからである。)

“攻め”の場面において、機会を逃さずに適時に新規事業を実施していくためには、最適な人材を起用して推進する必要があるが、外部の人材を採用する場合にはその実際の業務能力は不明であるから、実

績等の情報によって判断せざるを得ない。しかし、周到な配慮を尽くしても実際には期待どおりの業務能力を有しない場合もあるから、人材の起用にあっては、目標設定と、その達成に伴う報酬との連動性を確保し、できる限り期待どおりの成果が実現されるような動機づけを付与する方策を検討する必要がある。

ここで、導入される方策は、既に当社で勤務しており能力や実績が明確になっている既存の従業員とは無関係に、新規に採用する人材のみを対象とした方策で足りる。そのような人材が大量に採用される場面でなければ、個々の人材を採用する際に締結する労働契約で個別に約定を置けばよい。したがって、個々人との労働契約の内容を如何に記載するかが非常に重要となる。通常、労働契約の書式は各地方で固定されているが、多くの場合は末尾に特約事項を記載することができるし、もしそのような特約事項を記載する欄がなくとも別途の補充協議書を締結することで問題無く個別の約定は可能である。当然ながら、労働関連法規に違反するような約定は許されないが、そうでない限り、例えば、新商品を導入して販売展開していく新事業のために採用する新規人材について、当該商品のみを対象にした目標売上の達成度合いを基準にした業績評価を特別に設定し、これに賃金を連動させることは問題ない。

(2) 昇給・昇格

昇給・昇格についても同様に、日本のように制度的な公平性・客観性を確保することに注力することよりは、リーダーシップ確保のために、日本人管理者(総経理など)に権限を集中させる方がよい。

日本においては、裁判例において人事考課の公平性・客観性が求められる一方で、評価基準には将来への期待などの主観的な部分が含まれるため、裁量権の濫用という議論を生じやすいところがある。一方、中国の場合、もともと日本に比べて「ジョブ型雇用」の色彩が濃く、個々人の業務・任務が明確に区分されていることから、評価に主観的な要素が入りやすい日本の雇用制度とは事情が異なる。

もともと中国内資企業ではオーナーの親族がずらりと幹部従業員を占めているなど、かなり露骨な形で、人事権が人心掌握のために遺憾なく活用されている。日系企業では、評価者をなるべく分散させ

る、直属の上司に人事評価の一部を委ねるなどの例も見かけるが、日本的な配慮にこだわることなく、思いきって総経理に権限を集中させている中国現地法人の方が、“攻め”や“守り”の場面でも強力なリーダーシップを発揮しやすいように見受けられる。

(3) 休日

第3回で述べたとおり、人員削減の際に残業をカットすることは自主退職を促す有力な対応となり、“攻め”の面でも“守り”の面でも、人員の流動性を高めるための効果的なツールとなるものであるから、同じように、休日出勤を減らすことや有給休暇の買取りを生じさせないことも、個々の従業員の収入を減少させ、自主退職を促すために活用できる場合がある。就業規則等における休日の設定は重要である。

中国では日本に比べて、従業員が気兼ねなく有給休暇を取得できる雰囲気があると感じられるが、一方、日本でも有給休暇を取得させる義務は2019年から始まったばかりであることから、日系企業においては、有給休暇の消化という面ではあまり管理が行き届いていない場合もよく目にする。“守り”の場面で、人員削減を行うとき、何十日もの有給休暇の買取り(1日あたり賃金の300%の補償)を行うことになれば、ただでさえ苦しい状況の中でさらに企業側の経済的負担が大きくなり、従業員との交渉が紛糾する要因の一つ増やすことにもなる。中国でも日本と同様、統一的に有給休暇消化日を設定することができる。これを活用してなるべく業務閑散期に有給休暇を消化させておくことで、業務繁忙期における業務の支障を抑えることにもなる。

(4) 懲罰

懲罰については日常の事業運営の中でも重要なテーマではあるが、ここでは、特に“攻め”の場面でスピードを高めるために、新規事業の推進のため大きな権限を幹部従業員に付与する場面を想定する。“攻め”の場面では、目標達成のために幹部従業員が自由にその権限を活用することが期待されるが、その一方で、権限が個人的利益のために濫用されてしまう危険もあり、これに対する抑止力も必要である。懲戒解雇事由となる「規則制度の重大な違反」や「職責の重大な失当」(《労働契約法》第39条第2

号、第3号)に該当するか否かの判断においては、一回限りの単一の事由による懲戒解雇は難しく、複数回の警告を経てなお是正されない、真摯な反省が見られず再発の危険があるなど、経緯の部分が重視される。とりわけ新規事業のために採用する新規人材の場合、社内慣行を知らないゆえに、悪意なく権限濫用と見える行為に及ぶことがある。よって、新規事業の推進にあたっては、社内の既存人員とともに取り組んでもらう必要があるが、一般に、高度人材であればあるほど、そのように監視・干渉されることを嫌う。したがって、採用の段階で、そのような監視・干渉のあることを告知し、理解を得たうえで入職してもらうことが望ましい。

(5) 社会保険

最後に、“守り”の観点から、社会保険の未納問題について述べる。社会保険の未納については、従来から、人員削減や解散清算の場面で初めて従業員から指摘され、過年度の未納・納付不足額を精算しようとするれば多額の資金流出を生じてしまうという深刻な問題が見られた。

現在は、2019年から実施された「社保入税」(社会保険料の徴収管理を税務部門に統合する政策)にあたって「企業の過去の過少納付の一括精算を求めること、またそのために過去の過少納付の状況調査を行うこと」は禁止する旨が明らかにされたことなどもあって、過年度分の納付そのものを政府機関が受け付けられないなど、直ちに多額の資金流出を生じる事態は生じにくくなっている。

とはいえ、このような問題がある場合、退職補償をめぐる交渉を深刻化させる要因にはなり、それなりに金額も大きくなるため、社会保険については適切に納付猶予や減免の申請を行っておくことが望ましい。納付猶予や減免の申請については、毎年、各地方でこれに関する政策が発表されているから、適宜参照のうえで手続するようお勧めしたい。

9. 契約期間管理

従業員との間で労働契約を締結する際の契約期間の設定と、更新回数や更新期間の管理については、「雇止め」(有期契約を更新せず終了させること)による人員削減の選択肢を残しておくために、非常に重要である。というのは、中国では「雇止め」におい

ては経済補償金の支払こそ必要なものの、それさえ支払えば、特に理由なく「雇止め」が可能だからである。この点は、日本の「労働契約法」において、雇止めについて客観的に合理的な理由があるかどうか、社会通念上相当と認められるかどうか問われることに比べると、格段にハードルが低く、人員調整に便利であると言える。

業種などによって設定の仕方が異なる部分はあるが、筆者の知る限りでは、機械的且つ一律に2年又は3年ごとに契約を更新している例が多いように思われる。これは、知識の習熟があまり必要なく、長期間にわたって同じ人材を雇用し続ける必要性が小さい場合には、有効な年数の設定であり、管理負担も少ない方法と言える。「2回の固定期間労働契約の締結」後の更新時や、累計勤務期間が満10年となった場合においては、無固定期間労働契約の締結が求められるから（《労働契約法》第14条第2項）、概ね5年程度の見極めを経て、無固定期間となっても継続雇用すべき人材かどうかを見極めることができる。

一方で、事業の見通しによって更新年数を変えることも考えられる。すなわち、長期にわたり事業が拡大していく局面では、優秀な人材を確保するために、初回の入社時の契約期間よりは1回目の契約更新時により長期の契約期間を提示することが考えられる。逆に近い将来に事業の大きな再編が予定されているような場合には、契約期間を短く設定しておくことによって「雇止め」による人員削減を速やかに進めることもできる。

いざ有事が近づいた場面においてこのような契約期間管理の変更を導入しようとしても、かえって従業員心理を不安定にさせ、無用のトラブルをもたらす。よって、何かあったときではなく普段から、契約期間管理を状況によって、人によって、可変的なものにしておくことは一考いただきたい。

10. 採用しようとする人員の背景調査

最後に、これはもっぱら“攻め”の場面における課題であるが、自社が強化・拡大を希望する事業目的に寄与する人材の採用の場面において、留意いただきたい事項を若干紹介する。

第2回において述べたとおり、ある人物を採用するとき、対象者個人から個人の信用報告書を取得することは、対象者の背景を知るうえで重要であ

る。この個人信用報告書には、金融機関からの借入の有無やクレジットカードの支払状況、納税遅延や強制執行・行政処罰の記録、さらには公共料金の未払の記録なども記載されているし、職歴や転居歴も記載されている。もちろん、敏感な個人情報が多数含まれているものであるため、収集・使用・保管には細心の注意が必要なものであるが、本人からの説明や民間機関の情報ではなく公的な信用性あるデータが確認できるメリットは大きい。個人に対する刑事処罰や行政処罰などの情報は、一部は公開されているが、検索には多大な労力を費やすことになるので、本人から提供を受けることが最も簡便である。

また、日系企業においては人材の採用にあたっての背景調査(Reference Check)を行うこともよく見られる。職歴や学歴が本人の説明と一致しているか(詐称の有無)の確認はもちろん、前職の勤務先への照会を通じて職務上の不正行為が発覚する例などがあるし、前職勤務時に取得した秘密情報を持ち込まれることによる紛争のリスクなどが認識されるケースもある。

前職の離職証明書にも、試用期間における審査不合格や経歴詐称、社内規程違反による懲戒処分などの前職を退職に至った理由が記載されていることがある。退職後における競業禁止や、退職後における前勤務先への協力義務(退職前に手掛けていたプロジェクトが未了の場合における退職後の支援など)が記載されている場合もある。

高度人材であればあるほど、人材採用が経営に与える影響は非常に大きい。得られる情報は余すところなく得よう努力すべき場面は多々あるように思われる。(本号以上)

<執筆者プロフィール>

弁護士法人キャストグローバル
大阪事務所代表
弁護士 金藤 力
(かねふじ ちから)



1975年大阪市生まれ。1998年京都大学法学部卒業、2000年弁護士登録。法律事務所、企業での勤務を経て、2010年から上海、2014年から北京に赴任し、法務・会計・税務までワンストップでのコンサルティングサービスを提供している。2019年中小企業診断士登録(現在は活動休止中)。著書「弁護士が語る中国ビジネスの勘所」(きんざい 2020年1月)。

交流記録

<中国国際貿易促進委員会>

11月24日、史銘・中国国際貿易促進委員会駐日本代表処首席代表が当センターを訪れ、大野専務理事が対応した。

10月に嶋尾会長が団長を務める中部経済界訪中団が北京にて同委員会を訪問した際に、東京の代表処から名古屋に来て欲しいと要請したことを受け、



史首席代表が来名する機会を調整し、同日開催する中日経済交流懇談会に併せて来名いただいた。

史首席代表は昨年着任し、既に1年あまりが経ったが、2回目の駐在であり、センターとも懇意にしている。

これからは、地域間の交流が大事になるとの事で、中国の地方都市及び企業と東海地方との企業間交流に力を入れて行きたいと紹介があった。

<江蘇省対外交流有限公司>

11月28日、徐学芹・江蘇省対外交流有限公司執行董事一行3名が当センターを訪れ、大野専務理事が対応した。

同社は江蘇省国際交流公司として長年にわたりセンターの会員であり、主に研修生・技能実習生の派遣を行ってきた。名古屋市内に同社の駐在事務所があり、睦副総経理も周部長も駐在経験があり、久しぶりの面談となった。



企業の体制改革があり、江蘇省対外交流有限公司が江蘇省国際交流公司から分離独立し、大半の職員が同社に移籍し、センターの会員も同社が引き継ぐこととなった。

今後は従来の派遣業務に加えて、企業間交流にも力を入れて行きたいとのことで協力要請があり、大野専務理事から、センターとしてもできる限り協力していくと応じた。

徐学芹	江蘇省対外交流有限公司	執行董事
睦小靖	〃	副総経理
周霞萍	〃	境外就業二部部長

滄州デスクNEWS(河北省)

レポーター：滄州市対日招商中心 副主任 竺俊茹



取扱量1億トンを突破

黄驊港綜合港区とばら積み貨物港区の貨物取扱量が1億8万3,000トンとなり、年間計画より前倒して1億トンを突破した。今年に入って黄驊港では現代的な綜合サービス港、国際貿易港の構築、また雄安新区と中西部後背地の重要な港として、港の機能配置の最適化、インフラ建設の強化、集配システムの改善、新たな航路開拓が積極的に行われている。現在、黄驊港は、35本の国内外航路を有し、世界40カ国以上の国・地域及び200以上の国内港と繋がっている。



京杭州大運河(京杭大運河)が流れており、このうち滄州市街地区間が、観光クルーズ用に開放され、多くの観光客で賑わっているが、この度、滄州市北部にある青県司馬庄村で新たに農業を観光資源とするプロジェクトが加わった。そのプロジェクトは「大司馬現代農業園區」で、キュウリ、ミニメロン、ルッコラなど、特産野菜1,000種類以上が植えられ、観光客が野菜狩りを楽しむことができ、今年は20万人以上が訪れた。

中東欧国家中小企業協力フォーラムが開幕

11月13日、滄州市にて「第5回中国・中東欧国家(滄州)中小企業協力フォーラム」が開幕した。開幕式には中東欧諸国の駐中国使節、企業代表ら400人以上が出席し、中小企業の越境マッチング会を行い、12件のプロジェクト(総投資額75.11億元)が締結された。これらプロジェクトは設備製造、新エネルギー、ハイエンド製造など多分野に及んだ。

新たな観光地が誕生 ～農業観光で活性化～

滄州市内には世界最古で最長の人工河川である北



SMC(株)が華東基地を当区に建設

大阪に本社がある空気圧制御機器メーカーのSMC(株)の華東基地の起工式が常州国家高新区で行われた。

SMC社は世界的に著名なエアシリンダーの研究開発、製造、販売を行う企業で、世界83カ国に生産工場、オフィスを構えている。

今回の華東基地の総投資額は1億ドルで、規模は約9万㎡となっている。

今回のプロジェクトでは、中国市場で成長する自動化市場のニーズを満たすため、ハイエンドエアシリンダーの生産、研究開発及び販売が一体化した基地を建設する。



手企業である天合集団(天合光能股份有限公司・トリナソーラーグループ)がドバイで開催された気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28)に中国企業を代表して参加した。

1997年の設立以来、同社の事業は世界160以上の国と地域に広がり、コンポーネントの全世界累計出荷量は150GWを超え、年間2,025億キロワット時のクリーンエネルギー電力が発電可能であり、年間の二酸化炭素排出削減総量は約2億トンと、世界中に約110億本の木を植えたことに相当する。

進出日系企業の紹介 ニッタ(株)

1885年に大阪で創業したニッタ(株)は産業用ベルトを主とするゴム製品の製造開発を行う企業で、業界で最も長い歴史を有す企業である。

また同社は常州に4社現地法人を設立しており、常州が中国で最も重要な製造拠点となっている。常州で生産された製品は、中国国内のみならず、日本、タイ、インド、メキシコなどにも輸出されている。

トリナグループがCOP28に出席

常州国家高新区に本社のある、太陽光パネルの大



新たな水素製造システムPJ

電解水水素製造技術を核とした装置製造企業である、江蘇天合元氢科技有限公司のアルカリ電解水水素製造システムプロジェクトの起工式が

揚州開発区で行われた。

同プロジェクトは、主にアルカリ電解槽の研究開発、試験、生産、補助機器およびコアコンポーネントのサポートに従事する。



また同プロジェクトの生産能力は1.5GWで、総投資額が7億元、2024年5月から6月にかけて全面的に稼働する予定となっている。

回稼働するプロジェクトは45件、総投資額は約150億元で、年間売上高は190億元、年間納税額は500となる見込み。これらプロジェクトは、新エネルギー、新素材、ハイエンドのインテリジェント製造、ハイエンド軽工業、自動車部品、科学技術イノベーションキャリア等の分野をカバーしている。

2023中国・揚州(第3回)半導体産業チェーン協力フォーラムが開催

12月7日、標記フォーラムが揚州市で開催された。

今年に入って、揚州市の半導体産業は急速に発展しており、これまでに1億元以上の34件の大型半導体プロジェクトが締結され、現在17件の主要プロジェクトが建設中となっている。しかし、他の先進地域に比べて規模が小さく、有力企業が少なく、製品が比較的単一、産業チェーンが不完全であるなどの欠点があり、発展の余地がまだ多く残されている。今回のフォーラム開催は、揚州市の半導体産業の質の高い発展を促進する上で非常に重要な意味を持つ。

第4四半期主要PJ集中稼働式を開催

11月28日、標記式典が当開発区で開催された。今



水素エネルギー評価技術イノベーションセンターが正式発足

12月1日、中国汽車工程研究院股份有限公司(CAERI)水素エネルギー評価技術イノベーションセンターの発足イベントが常熟高新区で開催された。

同センターの総投資額は2.5億元で、標準仕様の策定、業界の共通技術研究、第三者試験サービスを行い、水素エネルギー分野のワンストップソリューションを提供し、水素エネルギー産業の発展と共通技術の推進のための公共サービスプラットフォームを構築する。

中国・オーストリア先進智能交流会が開催

11月29日、中国・オーストリア先進智能交流会が常熟高新区で開催され、先進製造分野の多くのオーストリア企業と高新区の企業の代表者が集まり、開発と協力について話し合った。

現在、高新区には、自動車、基幹部品、スマート

機器などの先端産業を中心に、トヨタ、コンチネンタル、マレーを代表とする自動車関連企業が202社、三菱電機、日立産機、三一重工等を代表とする先進装備製造企業397社が集積しており、2025年までに、高新区の自動車産業の生産額は1,200億元を超えると推測されている。

中国スマートカー未来への挑戦レースが開幕

11月25日、中国スマートカー未来への挑戦レースが開幕した。

この競技会は、2013年に常熟市で開催されて以来、9回目の開催となり、この開催



によって、スマートカー技術と産業における我が国の本来のイノベーション能力と国際的な影響力を更に高めることになる。



日本企業のグループが来訪

丸紅、YKK AP等、日本の新エネルギーに関連する企業で構成するグループが当開発区を訪問し、区内にある中国の新素材開発をすすめている新興企業である無錫極電光能科技有限公司(極電光能)を訪問し、同社と共に、日本国内業務の開拓について交流した。

極電光能が開発した開口面積810.1cm²のペロブスカイト太陽電池モジュールの変換効率が19.5%を達成し、これまでパナソニックが3年にわたって保持していたサイズの世界記録を破り、新たな世界記録を樹立した。

大成路の高速化プロジェクト

大成路は無錫東駅から宛山湖新城を結ぶ全長5.3km幹線道路で、うち3.02kmが当開発区を横断している。現在この大成路の高速化工事が進められており、主に、トンネル、道路、橋梁、総合管理ネットワーク、景観・緑化、交通安全施設等の工事が含ま

れている。

現在、同プロジェクトの開発区区間の工事は約85%が完了しており、2024年に開通する予定。



環境保護に関する活動を開催

進出企業の環境法的リスクに対する意識、法令順守の意識、主体的責任の認識、および環境保護の専門的能力の向上を支援するために、当開発区は11月29日に環境保護に関する講演会を開催した。

講演会には、環境保護分野専門の弁護士を招き、環境保護規制、環境コンプライアンス管理、環境影響評価と排出許可管理コンプライアンスの要点と事例、固形廃棄物管理の環境要点と事例等、詳細について講演してもらった。



龍袍街道のご紹介

龍袍街道(街道は日本でいう町のような行政区)は六合区の南東部に位置し、総面積は126平方キロメートルで、常住人口は6万人。

現在同街道には、総面積約33万平方メートルの工業経済園区、私営農業園、森林農園、漁業園(養殖場)がある。

また、同街道は、蟹小籠包の製造技術やランタンなどの無形文化遺産ブランドを有している。



現在建設中の龍袍新城は、南京市の9つの新都市の1つ、国家江北新区の2つの新都市の1つ、江北新主要都市の計画と建設における2つの新都市の1つに位置づけられている。

龍袍街道の総合計画では、同街道の特色ある湿地を利用した自然と都市が癒合した、人々が暮らしやすい南京市の新たなエリアを建設する事で、具体的なプロジェクトとして；

<臨港エリア>港を中心に、港湾物流と港湾製造業を発展させる。

<都市エリア>龍坡の旧市街に依存し、湿地と文化観光を開発し、労働者に住宅とサービスを提供する。

<経済ブロック>1～2件の「湿地+経済」プロジェクトを誘致し、更に大きなプロジェクトの誘致へ導く。

<生態グリーン回廊>800メートルの港、緑化回廊を建設。

龍袍街道は日本企業の投資を歓迎致します。



第28次中国自動車産業視察団が来訪

(一社)東海日中貿易センターが派遣した標記視察団(一行24名)が12月4日に当社を訪問し、視察及び交流会を行った。



一行はまず、当社会議室で当社及び産業園の概要説明を聞いた後、実際に排水処理施設の視察を行い、その後当産業園に進出している日系企業2社を見学した。また展示室で産業園の環境施設の紹介を受けた後、江門市崖門鎮政府幹部及び当社幹部との交流会に参加し実りある交流を行った。

当産業園は、メッキ関連の企業が進出できる大変

特徴のある産業園で、引き続き日本企業の投資を歓迎している。

農産品生産基地に江門の農業企業4社が認定

香港、マカオ、広東省珠江デルタの経済エリアである「グレーターベイエリア」における農産品の生産基地に新たに江門の農業企業4社が認定された。この認定は、生産性、安全性が確保された企業に贈られ、同エリアの経済発展を食の面から下支える。現在同エリア内には合計で64の生産基地(加工企業)が認定されており、一定の条件を有する場合、奨励金が支給されることになっている。

江門市の登録ボランティアが80万人に

12月は広東省の慈善ボランティア文化月間となっている。12月5日午後、2023年江門慈善ボランティア文化月間に向けた一連の活動が開催され、江門市80万人目のボランティアに証明書が発行された。2016年4月23日、江門市は初の実名認証機能を備えた電子ボランティアカードを正式に発行し、現在に至っている。

中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を%で表示。減少は▲または-で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易(日本側統計)

単位：億円、%

年月	輸出		輸入		差引	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	備考
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年	146,814	▲7.7	184,337	▲3.9	▲37,523	赤字拡大
2020年	150,811	2.7	174,684	▲5.2	▲23,873	赤字縮小
2021年	179,852	19.2	203,416	16.4	▲23,564	赤字縮小
2022年	190,221	5.8	248,190	22.0	▲57,969	赤字拡大
2023年11月	15,962	▲2.2	22,503	▲3.2	▲6,540	赤字縮小
2023年1-11月	159,901	▲8.1	223,833	▲1.8	▲63,932	赤字拡大

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

11月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比	
輸出	総額	88,196	100.0	
	内訳	アメリカ	18,144	20.6
		EU	8,614	9.8
		アジア	46,023	52.2
		うち中国	15,962	18.1
輸入	総額	95,965	100.0	
	内訳	アメリカ	10,102	10.5
		EU	10,065	10.5
		アジア	46,531	48.5
		うち中国	22,503	23.4

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

11月の主な増減品目

単位：%、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1 半導体等製造装置	68.3	3.9
		2 自動車	18.2	1.0
		3 鉱物性燃料	87.5	0.7
	減少	1 半導体等電子部品	▲15.9	▲1.2
		2 食料品	▲60.3	▲0.8
		3 有機化合物	▲15.4	▲0.6
輸入	増加	1 通信機	43.7	4.1
	減少	1 衣類・同付属品	▲11.8	▲0.8
		2 半導体等電子部品	▲28.4	▲0.8
	3 石油製品	▲51.6	▲0.7	

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、%

年月	輸出			輸入			差引	
	金額	伸率	全国比	金額	伸率	全国比	金額	備考
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小
2020年	29,531	4.6	19.6	19,043	▲13.8	10.9	10,488	黒字拡大
2021年	33,864	14.7	18.8	23,223	21.9	11.4	10,641	黒字拡大
2022年	33,604	▲0.8	17.7	28,963	24.7	11.7	4,641	黒字縮小
2023年11月	2,730	▲3.7	17.1	2,846	▲0.6	12.6	▲115	赤字拡大
2023年1-11月	25,993	▲16.4	16.3	27,545	3.4	12.3	▲1,552	赤字転換

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

11月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比	
輸出	総額	21,609	100.0	
	内訳	アメリカ	6,077	28.1
		EU	2,802	13.0
		アジア	7,413	34.3
		うち中国	2,730	12.6
輸入	総額	12,258	100.0	
	内訳	アメリカ	930	7.6
		EU	1,186	9.7
		アジア	6,561	53.5
		うち中国	2,846	23.2

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

11月の主な増減品目

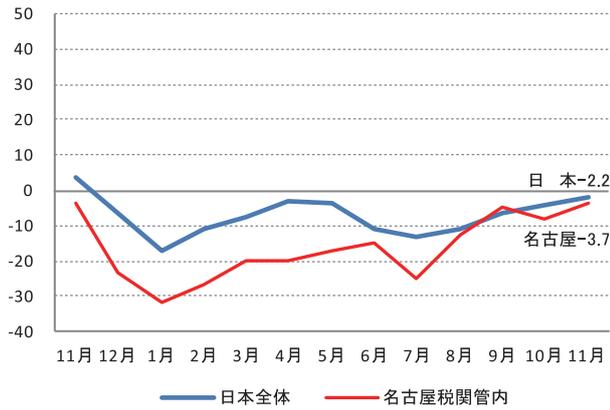
単位：%、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1 半導体等製造装置	98.6	1.4
	減少	1 金属加工機械	▲40.8	▲1.4
		2 電気計測機器	▲30.4	▲1.4
輸入	増加	1 自動車	398.4	2.5
	減少	1 衣類及び同付属品	▲19.5	▲1.6
		2 無機化合物	▲34.4	▲1.1

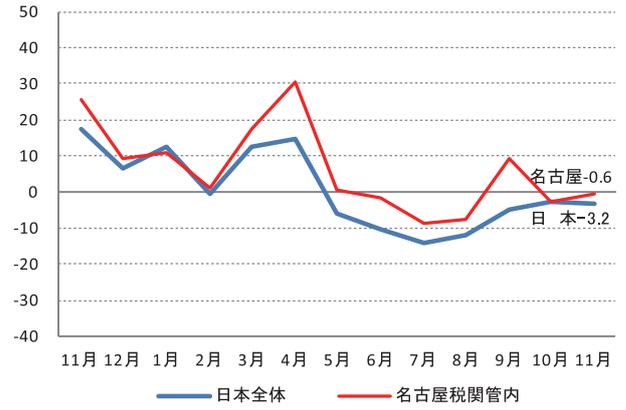
出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

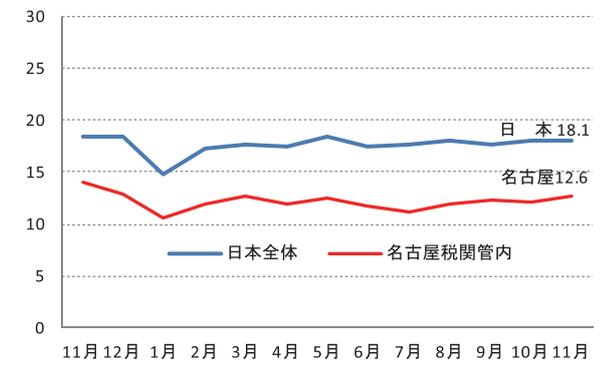
中国への輸出額の月別伸率(%)



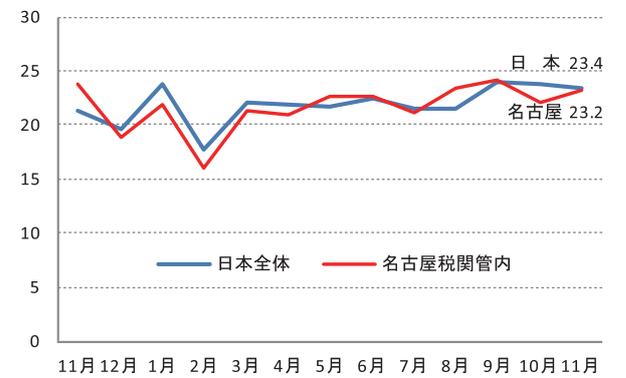
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸出		輸入	
	金額	伸率	金額	伸率
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年	24,984	0.5	20,769	▲2.8
2020年	25,907	3.6	20,556	▲1.1
2021年	33,640	29.9	26,875	30.1
2022年	35,936	7.0	27,160	1.1
2023年11月	2,919	0.5	2,235	▲0.6
2023年1-11月	30,773	▲5.2	23,292	▲6.0

出所：中国税関総署

中国の外資導入

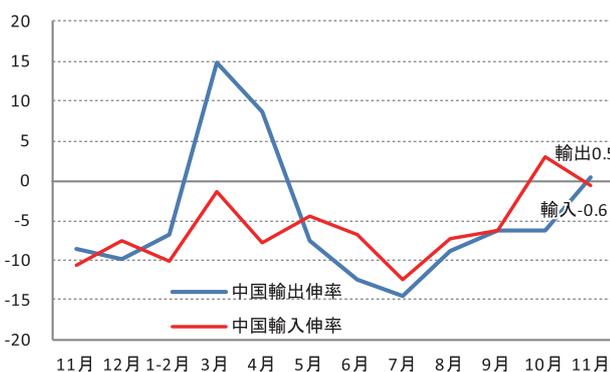
単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

年月	件数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年	40,888	▲32.5	1,381.4	2.4
2020年	38,570	▲5.7	1,443.7	4.5
2021年	N/A	N/A	1,734.8	20.2
2022年	N/A	N/A	1,891.3	8.0
2023年1-11月	48,078	36.2	N/A	N/A

出所：中国商務部

※23年1-10月の実行ベース金額は、中国税関総署発表の同時期の貿易総額の平均為替レート(1ドル=6.98人民币)を基に元からドルに換算

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入の伸率(%)



中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

	11月	1-11月
消費者物価指数	▲0.5	0.3
うち都市	▲0.4	0.3
農村	▲0.8	0.1
うち食品	▲4.2	±0
食品以外	0.4	0.4
うち消費財	▲1.4	▲0.2
サービス	1.0	1.0

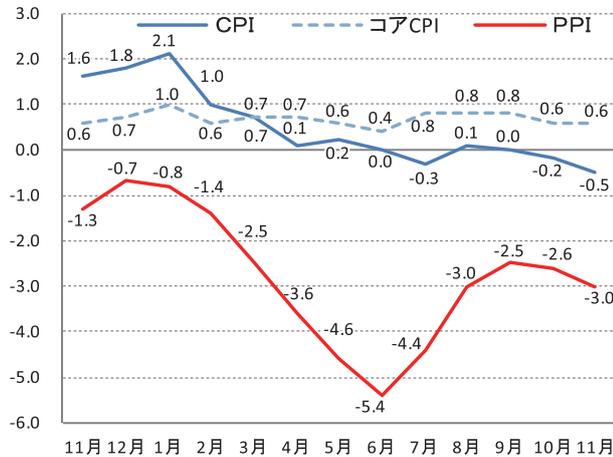
出所：中国国家統計局

工業生産者物価指数PPI (%)

	11月	1-11月
工業生産者物価指数(PPI)	▲3.0	▲3.1
うち生産資材	▲3.4	▲3.9
うち採掘	▲7.3	▲7.8
原材料	▲3.2	▲4.5
加工	▲3.1	▲3.3
生活資材	▲1.2	±0
うち食品	▲1.7	0.3
衣類	0.1	1.2
一般日用品	0.2	0.6
耐久消費財	▲2.2	▲1.1
工業生産者仕入物価指数	▲4.0	▲3.6
うち燃料、動力類	▲7.4	▲5.1

※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数
出所：中国国家統計局

CPI、コアCPI、PPIの月別推移(%)



11月12月1月2月3月4月5月6月7月8月9月10月11月
※コアCPIとは食品とエネルギーを除いたもの。

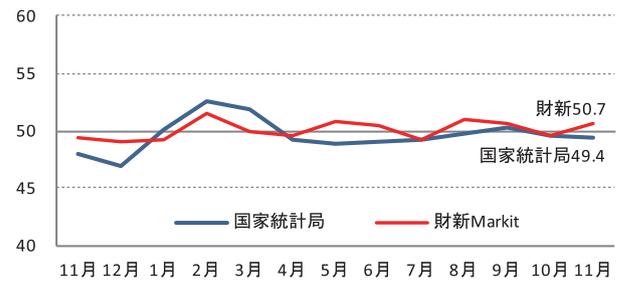
中国の消費財小売総額の伸率(%)



11月12月1-2月3月4月5月6月7月8月9月10月11月
出所：中国国家統計局

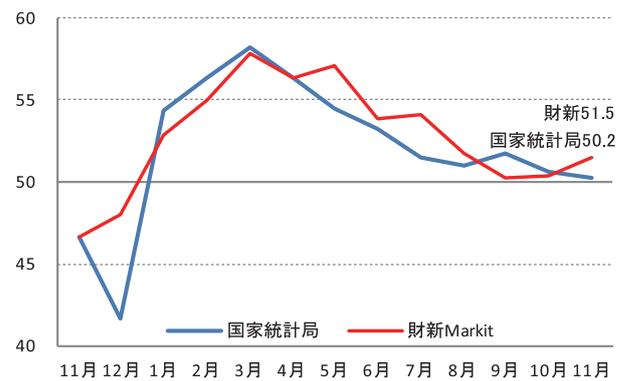
中国の景気先行指数

製造業PMI



※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数
景気後退<50<景気拡大

非製造業(サービス業) PMI

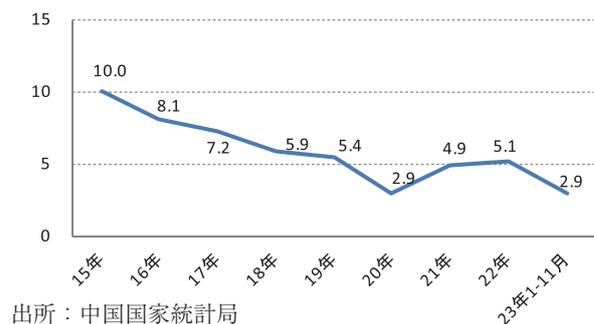


中国の固定資産投資

23年1-11月の固定資産投資

		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		460,814	2.9
産業別	第一次	9,647	▲0.2
	第二次	146,959	9.0
	第三次	304,207	0.3
地域別	東部	N/A	4.5
	中部	N/A	±0
	西部	N/A	▲0.2
	東北	N/A	▲2.4

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

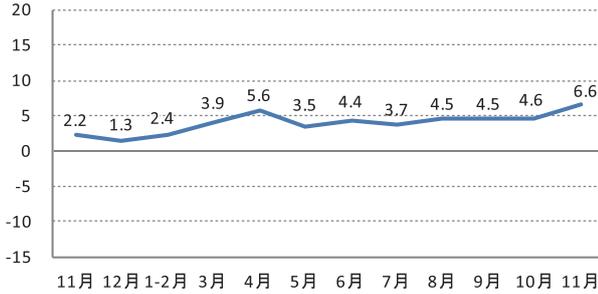
中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	11月	1-11月
一定規模以上の工業生産	6.6	4.3
内訳 鉱業	3.9	2.1
製造業	6.7	4.7
電気・ガス・熱・水生産供給業	9.9	3.9
内訳 国有企業	7.3	4.8
株式制企業	7.2	5.1
外資系企業	4.4	0.9
私営企業	5.2	2.8

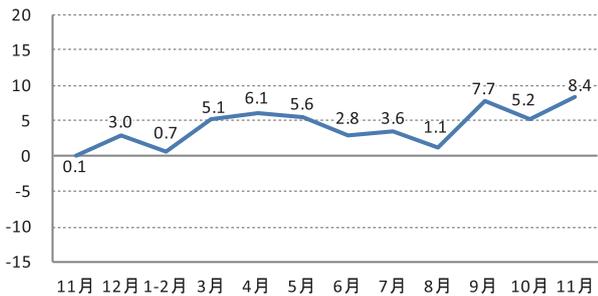
出所：中国国家統計局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



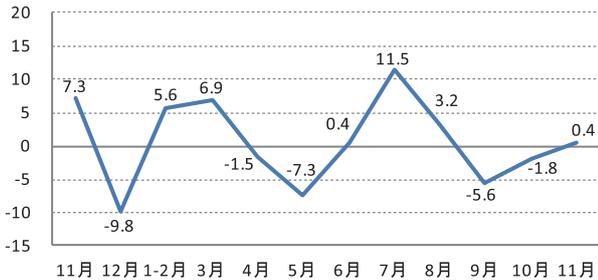
出所：中国国家統計局

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



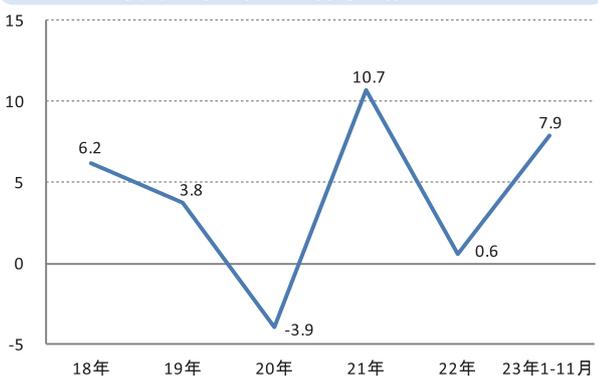
出所：中国国家統計局

粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

中国の自動車販売台数

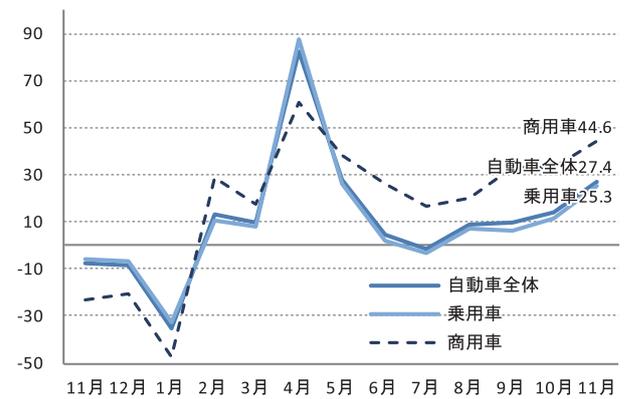
台数：万台

年月	自動車	
	乗用車	商用車
2017年	2,887	416
2018年	2,808	437
2019年	2,576	432
2020年	2,531	513
2021年	2,627	479
2022年	2,686	330
2023年11月	297	37
2023年1-11月	2,694	367

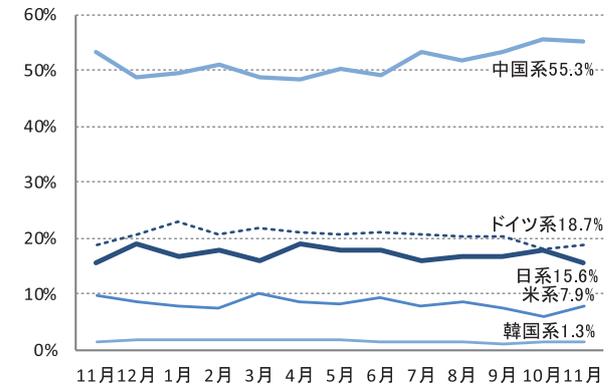
出所：中国汽车工業協会

※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

自動車販売台数の月別伸率(%)



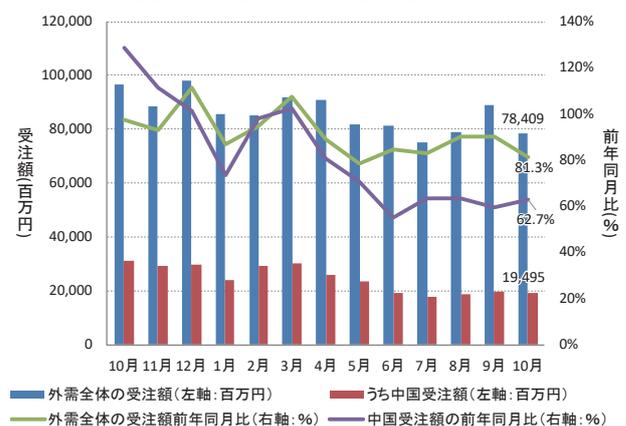
日系乗用車のシェア推移(%)



出所：乗用車市場情報協会の

日本の工作機械外需統計

外需全体の受注額と中国からの受注額



出所：日本工作機械工業会

〈中国短信〉

◆中国ビザ申請の事前予約廃止

中国駐日本国大使館は11月20日より中国ビザ申請の事前予約を廃止した。これにより、ビザ申請者はオンラインで作成した申請書と関係書類を持参し、名古屋または東京の中国ビザ申請センターで申請できるようになった。これまではネットでの窓口申請の時間を予約する必要があった。

中国ビザ申請センターでの申請は今年に入って混雑が目立ったが最近はやや緩和してきている。加えて、中国が「外国公文書の認証を不要とする条約(ハーグ条約)」に加盟し、11月7日から発効したことに伴い、中国ビザ申請センターでの領事認証が不要となったことで、窓口での混雑緩和が更に進むものと見られる。

◆広東省製造業上位500社

広東省製造業協会は11月21日、「2023広東省製造業500強(上位500社)」を発表した。協会が2022年の業績を基に作成したランキング名簿で、2013年以降、毎年発表されている。

地元の民営企業が372社と最も多く、全体の74.4%を占める。外資は協会活動に参加していないためか、全体としては少ない。上位100社については、民営企業62社、国有企業11社、外資27社となっている。

500社を合わせた売上高は前年比で1.2%増となった一方、純利益は21.9%減と、コロナ禍もあって増収減益だった。

研究開発が拡大傾向にあり、研究開発を行っている企業が484社と、全体96.8%を占めた。研究開発費が売上に占める割合(売上高研究開発費率)については、10%以上とした企業が34社あり、構成比6.8%は前年を2.8ポイント上回る。また5~10%とした企業が102社あり、構成比20.4%は前年を5ポイント上回る。一方、3~5%としている企業が最も多い272社で、過半数(54.4%)を占めた。

本社所在地の都市別の分布では、深圳市が全体の26.6%を占め最も多い。2位以降は、佛山市14%、広州市13.6%、東莞市11%、珠海市9.8%、江門市7.8%だった。

◆カーボンフットプリント導入へ

国家発展改革委員会など5部門は11月13日付で、

「製品カーボンフットプリント管理体制の構築を加速することに関する意見」を発表した。

「カーボンフットプリント」とは、商品・サービスのライフサイクルの各過程で排出された「温室効果ガスの量」を追跡した結果、得られた全体の量をCO₂量に換算して表示することという。Carbon Footprintを略したCF、またはCarbon Footprint of Productsを略したCFPと呼ばれている。中国語では「碳足迹」という。

意見では、中国の実情に沿ったCFの管理システムの構築を推進し、重点製品の換算ルールと標準(規格)を整備し、データベースを確立するとしている。データベースの構築では、5G、ビッグデータ、ブロックチェーンといった技術の活用を奨励するという。またカーボンラベル(CFを表示するラベル)認証制度を導入し、適用例を拡充させ、生産・生活をグリーンかつ低炭素に変革させるとしている。

CFは一部の国や企業では導入されているが、中国では今回の意見を機に政府主導で30年までに急速に導入が進む可能性がある。

<2025年までの目標>

- ・50程度の重点製品を対象にしたCFの換算ルールと規格を公布。(電子製品、家電、自動車など大型消費財から段階的に対象を拡大予定)
- ・重点業種のデータベースを初歩的に構築。(重点業種は明記されていないが、意見は工業情報化部、国家市場監督管理総局、住宅都市農村建設部、交通運輸部との連名で公布されているため、これらの機関の管轄業種が対象になる見込み)
- ・カーボンラベル認証制度を構築。
- ・CF換算・カーボンラベルの生産、消費、貿易、金融での応用を大幅に拡大。
- ・重点製品の一部ではCFの換算ルール、規格、カーボンラベルの国際的な相互認証を図る。

<2030年までの目標>

- ・200程度の重点製品を対象にしたCFの換算ルールと規格を公布。
- ・重点業種のデータベースを更に広範囲、デジタルの質を高い、国際的な影響力の高いものに引き上げ。
- ・カーボンラベル認証制度を全面的に確立。企業や消費者から広く受け入れたものにする。
- ・主要製品のCFの換算ルール、規格、カーボンラベルが国際的に広く受け入れられるようにする。

・CFが社会全体のグリーン化にとって有力な保障となるようにする。

◆フランスやドイツなど6カ国にビザ免除

中国外交部(外務省)は11月24日、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スペイン、マレーシアの6カ国を対象に、一方的にビザ免除措置を実施すると発表した。中国と外国との人的往来の促進、質の高い発展と高水準の対外開放に寄与するためという。

2023年12月1日から2024年11月30日までの期間、上記6カ国の一般旅券所持者はビジネス、観光、親族・友人訪問、トランジットの目的で、中国に15日以内の滞在をする場合、ビザが免除される。なお日本は今回の措置の対象に入っていない。

◆シンガポール 中国にビザ免除

シンガポールのローレンス・ウォン副首相兼財務大臣は12月7日、中国国籍者の30日以内のシンガポール滞在に対し、近いうちに入国ビザを免除すると発表した。

一方、中国はシンガポール籍者の入国に対してビザを免除しており(今年7月26日から再開)、シンガポール側の今回の発表により二国間では相互免除となる見通し。

シンガポールを訪れた中国人は今年1-9月にのべ100万人以上に上る。

◆外国人の本人確認がオンライン化

中国国家鉄路集団(中国国鉄)は、11月28日から外国パスポートのオンラインでの本人確認を始めた。

これまで外国人が「中国鉄路12306」と呼ばれる中国国鉄の公式サイトまたはアプリで切符を購入した場合、駅の窓口でパスポート原本による本人確認を改めて行う必要があった。

今回、サイトやアプリでパスポートの写真ページをアップロードできるようになったことで、本人確認がオンラインで完結され、駅の窓口での本人確認が必要なくなった。但し、サイトやアプリでの本人登録は中国国内で使用できる携帯電話が必要となるため、利用できる外国人は事実上、中国駐在者に限られるものと見られる。日本など海外からの出張者が中国の鉄道を利用する場合、駅窓口で本人確認が今後も必要となる。

◆中国ビザ 手数料引き下げ

中国駐日本国大使館は2023年12月11日の受付分よ

り、ビザ申請料金を引き下げた。

中国外交部(外務省)が12月8日に

項目	新料金	旧料金
1 一次査証(シングル)	2,250円	3,000円
2 二次査証(ダブル)	3,750円	5,000円
3 半年マルチ	4,500円	6,000円
4 一年マルチ	7,500円	10,000円

開いた記者会見で、中国との人的往来をより便利にするためとして世界一律で中国ビザの料金を25%値下げすることを表明していたため、今回はそれを受けたもの。新料金の適用は2024年12月31日まで。

以下は日本国籍者に対する基本料金で、中国ビザ申請センターに別途支払う手数料(5,000円)は変わらない。

◆中欧班列 今年も前年越え

中国国鉄によると、今年1月から11月までに、中欧班列(中国と欧州を結ぶ国際貨物列車)の運行本数は前年同期比7%増の1万6,145本、コンテナ輸送量は同19%増の174万千TEUとなった。コンテナ輸送量は2022年通年を上回った。

◆広東省 バイエリアデジタル構想

広東省政府は、「デジタルバイエリア(数字湾区)」建設に向けた3カ年行動プランを発表し、広東・香港・マカオバイエリア(大湾区)が一体となったデジタル化を進める方針を明らかにした。データの越境移転のための「ホワイトリスト」(安全性を確認された事業者のリスト)を作成するといった意欲的な内容も盛り込まれている。

<行動プランの主なプロセス>

- ①2023年、「デジタルバイエリア」の共同作業メカニズムを構築し、スマート都市の共同建設、行政サービスの一体化、公共サービスと情報の集約、デジタル化された投資誘致、人材育成、デジタル化の均衡発展などの重点分野に注力する。
- ②2024年、デジタル化協力を通じて、要素資源の流通、デジタル産業の集積発展、新型インフラの連結、社会のデジタル化管理などを推進し、政府誘導、企業主導、社会参加の多元的な共同建設モデルを形成する。
- ③2025年、「デジタルバイエリア」の建設を基本的に完成させ、大湾区のデジタル化規制・規則の効果的な連携、新型インフラ建設の効率的な連結、計算能力、ストレージ能力のバランスのとれた発展を実現する。「デジタルバイエリア」建設は大湾区の新たな経済成長点となり、「デジタルエネルギー」は経済社会の質の高い発展を駆動する新たな原動力とする。